

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

石岡市役所水道課よりお知らせ

水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことにより、指定給水装置工事事業者の更新が従来の無期限から **5年間**となります。

●現在、旧制度で石岡市水道事業の指定を受けている工事事業者のみなさまの初回更新については、**下表**でご確認ください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に**郵送**にて案内文を通知します。  
なお、郵送の不着や未更新の場合、再通知はいたしませんのでご了承ください。

現在交付している指定番号	有効期限	登録数
第 1 ～ 52 号	令和3(2021)年9月29日	52
第 53 ～ 104 号	令和4(2022)年9月29日	52
第 105 ～ 138 号	令和5(2023)年9月29日	34
第 139 ～ 189 号	令和6(2024)年9月29日	51
令和元年 10月1日 以降	指定日から5年間	

※指定番号の確認が必要な場合には、石岡市ホームページ内の「指定給水装置工事事業者一覧」よりご確認ください。

## (その他注意事項)

※更新の手続き(受付期間)は毎年度7月～9月頃のみ実施させていただきます。

そのため、有効期限が切れ更新となる事業者には6月～7月頃に郵送で案内させていただきますので上記の受付期間内で手続きをお願いします。

【問い合わせ先】 石岡市生活環境部水道課 業務係 TEL0299-43-1118